㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
高山市久々野町山梨字向畑六六番五から同市一之宮町字野添三五四二番四まで	前　A	一三・〇〇～七〇・〇〇（メートル）	四・三一〇（キロメートル）	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後　A	一三・〇〇～七〇・〇〇	四・三一〇	
	B	一一・八〇～八六・〇〇	二・九一〇	
	B	一一・八〇～九一・〇〇	二・九一〇	

㈣　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局高山国道事務所

○近畿地方整備局告示第四十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十三日　近畿地方整備局長　山田　邦博

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　二号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
相生市若狭野町上松字大久保六四三番一から同市若狭野町野々字宮ノ前二七三番一まで	前	三一・七〇～七五・〇〇（メートル）	一・二四七（キロメートル）
	後	三二・七〇～七五・〇〇	一・二四七

㈣　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第四十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十三日　近畿地方整備局長　山田　邦博

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号	相生市若狭野町上松字大久保六四三番一から同市若狭野町八洞字五反田一三六番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年三月二十三日

○近畿地方整備局告示第四十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十三日　近畿地方整備局長　山田　邦博

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　二十五号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
奈良県山辺郡山添村大字遅瀬六七五番一から同村大字遅瀬六八九番二まで	前	三五・四七～四七・三一（メートル）	〇・〇二三（キロメートル）
	後	三四・九五～四七・三一	〇・〇二三

㈣　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所

○近畿地方整備局告示第四十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十三日から二週間近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十三日　近畿地方整備局長　山田　邦博

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　二十五号

㈢　指定する道路の部分

区間	幅員	延長
奈良県山辺郡山添村大字遅瀬六七五番一から同村大字遅瀬九五五番一まで	〇・〇〇～一四・七六（メートル）	〇・一〇二（キロメートル）
奈良県山辺郡山添村大字遅瀬九五四番一から同村大字遅瀬二八八四番一まで	〇・〇〇～四・四一	〇・〇三六
奈良県山辺郡山添村大字遅瀬二八八四番一地内	〇・〇〇～六・八一	〇・〇〇九

㈣　指定する期日　平成二十八年三月二十三日

○九州地方整備局告示第四十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十三日　九州地方整備局長　鈴木　弘之

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　二百二号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
福岡市中央区六本松三丁目一二〇番から同市中央区六本松四丁目三〇〇番一五まで	前	一九・一〇～三六・三〇（メートル）	〇・二二六（キロメートル）
	後	一九・六〇～三八・四〇	〇・二二六

㈣　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

国会事項

国立国会図書館

○国立国会図書館規則第二号

国立国会図書館資料利用制限措置に関する規則を次のように定める。

平成二十八年三月二十三日　国立国会図書館長　大滝　則忠

国立国会図書館資料利用制限措置に関する規則

（趣旨）

第一条　この規則は、国立国会図書館（以下「館」という。）が収集した資料（国立国会図書館資料利用規則（平成十六年国立国会図書館規則第五号）第一条に規定する資料をいう。以下同じ。）の行政及び司法の各部門、図書館、調査研究機関等並びに一般公衆による利用についてとられる資料利用制限措置に関し、基本方針、手続その他必要な事項を定めるものとする。